

原子力被災者等の健康不安対策調整会議幹事会について

平成 24 年 5 月 11 日策定
平成 25 年 3 月 28 日改訂
関係省庁等申合せ

1. 原子力被災者等の健康不安対策調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）の構成は次のとおりとする。

構成員

内閣官房内閣参事官
内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム参事官
内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官
消費者庁総務課企画官
復興庁参事官
外務省軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理対策室健康危機管理官
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長
農林水産省大臣官房食料安全保障課長
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域新産業戦略室長
環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官
原子力規制庁原子力防災課長
独立行政法人放射線医学総合研究所研究基盤センター長

2. 幹事会の庶務は、環境省環境保健部放射線健康管理担当参事官室において処理する。
3. その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。